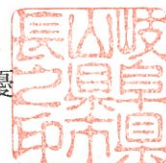


山県市公告第8号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の38第1項の規定により、認可地縁団体が所有する不動産について所有権の保存又は移転の登記をするため所有不動産の登記移転等に係る公告申請があり、当該申請について相当と認めましたので同条第2項の規定により次のとおり公告する。

令和5年3月31日

山県市長 林 宏 優



- 1 申請を行った認可地縁団体の名称、区域及び主たる事務所  
名 称 松尾自治会  
区 域 岐阜県山県市大字松尾の区域  
主たる事務所 岐阜県山県市松尾288番地1
- 2 申請不動産に関する事項  
別紙のとおり
- 3 当該不動産の登記移転等をする事について異議を述べる事ができる者
  - (1) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人
  - (2) 申請不動産の表題部所有者又は所有権の登記名義人の相続人
  - (3) 申請不動産の所有権を有することを疎明する者
- 4 異議を述べる事ができる期間及び方法
  - (1) 期間 令和5年3月31日から令和5年7月3日まで
  - (2) 方法 異議を述べる旨及びその内容を記載した申請不動産の登記移転等に係る異議申出書に申請不動産の登記事項証明書、住民票の写し又は所有権を有することを疎明するに足りる資料を添えて、山県市長に申し出る。  
(郵送の場合は当日消印有効)
  - (3) 提出先  
〒501-2192  
岐阜県山県市高木1000番地1  
山県市役所 総務課